

農林省令第七十三号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和三十八年十二月二十五日

農林大臣 赤城 宗徳

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項の地域の欄中「、タイ、英領マライ」を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。